

大野城市学校給食用物資納入希望業者登録要領

大野城市学校給食会

(目的)

第1条 この要領は、大野城市学校給食会が発注する給食用物資の納入を希望する業者（以下「業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の有効期間)

第2条 登録の有効期間は、令和6年9月から令和7年7月までとする。

(物資の種類)

第3条 物資の種類は、青果物、食肉類、豆腐、魚類、酒類、練製品、蒟蒻類、調味料及びその他の品目とする。

(業者の要件)

第4条 業者は、次に掲げる要件を履行できる者でなければならない。

- (1) 衛生的で安全な物資を適正価格で納入すること。
- (2) 学校の注文に応じた納入や代金請求が正確に対応できること。
- (3) 納入物資の品質や取扱いについて、十分な知識経験があり、規格に適合した物資の納入を行うこと。
- (4) 納入した物資の中に不良品が発見された場合には、速やかに交換、補充の対応を行うこと。
- (5) 当給食会が業者提出の見積書を参考に決定した価格により納入を行うこと。
- (6) その他当給食会会長が必要と認める事項を履行すること。
- (7) 学校給食に対して理解があること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は団体、暴力団員が役員となっている法人のいずれにも該当しないこと。

(業者の選定)

第5条 業者の選定は以下のとおりとする。

登録業者の中より、栄養士研究部会、物資選定委員会で協議・選考を行い、理事会の承認を得た業者と本市学校給食会が契約をする。納入業者の選定にあたっては価格面のみならず、学校給食用物資納入業者としてふさわしいかどうかも判断する。

過去に本市との契約がある場合は、その実績も選定の判断条件とする。新規の納入業者を選定する場合のみならず、同じ業者から引き続き納入を受ける場合であっても毎年理事会の承認を得る。

(登録の申請)

第6条 登録の申請は、次に掲げる書類の提出により行う。

(1) 大野城市学校給食用物資納入希望業者登録申請書 (別紙1)

※申請者は、本社の代表者名で行うこと。なお、法人の場合、印は、代表者であることを表わす印を使用すること。

また、実際に納入を行う営業所等が本社と異なる場合は下段の「納入を行う営業所欄」に必要事項を記入のこと。

(2) 添付書類

ア) 大野城市学校給食用物資納入見積書 (青果物の業者は除く。) (別紙2)

イ) 市町村税の滞納がないことの証明書

※申請書記載の本社及び納入を行う営業所等について、その所在市町村発行分で3か月以内のもの。

ウ) 委任状 (別紙3)

※納入を行う営業所等の代表者に契約等の権限を委任する場合のみ

エ) 従業者の腸内細菌検査結果 (病原性大腸菌 0157、赤痢菌、サルモネラ菌)

※魚類、食肉類、豆腐類、練製品、蒟蒻類の業者は、契約した場合は9月、1月、4月にも提出の必要あり。

オ) 食品衛生監視表 (青果物、酒類の業者は除く。)

※直近のものを提出。今年度実施分は実施後に再提出。

カ) 物資の分析表

※豆腐、蒟蒻、練製品、肉加工品、醤油、味噌における材料配合表

キ) 食材細菌検査結果

※次の品目について提出。

牛肉	病原性大腸菌 0157
豚肉	一般細菌
鶏肉	サルモネラ菌、カンピロバクター
豆腐、練製品、蒟蒻 等	一般生菌、ブドウ球菌、大腸菌

※魚類、食肉類、練製品、蒟蒻類の業者は、契約した場合は9月、1月、4月にも提出の必要あり。

ク) 全部事項証明書 (役員に関する登記事項の記載のあるもの)

※法人の場合のみ提出の必要あり。

ケ) クの全部事項証明書に記載のある役員全員の氏名 (フリガナ)・生年月日・性

別がわかる書類（任意様式）

※法人の場合のみ提出の必要あり。

※ 上記エ)～ク)の書類については、令和6年4月以降発行のものを提出のこと。

（登録の取消し）

第7条 第4条第2項に該当することが判明した場合は、登録を取り消すものとする。